

消防局公告第7号

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、消防法第5条第1項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和7年5月23日

横浜市消防局長 佐々木 功 喜

- 1 防火対象物の所在地
西区高島二丁目10番24号
- 2 防火対象物の名称
岩田ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
岩 田 敏 男
- 4 措置事項

令和7年10月14日までに、1階から屋上までの屋内階段について、階段部分と当該階段部分以外の部分の間に、建築基準法令に適合した防火区画を形成すること。

- 5 命令年月日
令和7年5月14日